【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十条　削除

（改正前）

第三十条　大蔵大臣は、前条の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

②　前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

③　登録申請者は、営業保証金の供託をしたときは、遅滞なく供託受領証の写を添附して、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

④　登録申請者は、登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託した後でなければ、証券業を営んではならない。

⑤　第二項に規定する期間内に同項の規定による納付及び供託をしない者については、大蔵大臣は、その者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を取り消すことができる。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第三十条　大蔵大臣は、前条の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

②　前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

③　登録申請者は、営業保証金の供託をしたときは、遅滞なく供託受領証の写を添附して、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

④　登録申請者は、登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託した後でなければ、証券業を営んではならない。

⑤　第二項に規定する期間内に同項の規定による納付及び供託をしない者については、大蔵大臣は、その者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を取り消すことができる。

（改正前）

第三十条　証券取引委員会は、前条の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

②　前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

③　登録申請者は、営業保証金の供託をしたときは、遅滞なく供託受領証の写を添附して、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

④　登録申請者は、登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託した後でなければ、証券業を営んではならない。

⑤　第二項に規定する期間内に同項の規定による納付及び供託をしない者については、証券取引委員会は、その者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

②　前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

（改正前）

②　前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、命令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第三十条　証券取引委員会は、前条の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

②　前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、命令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

③　登録申請者は、営業保証金の供託をしたときは、遅滞なく供託受領証の写を添附して、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

④　登録申請者は、登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託した後でなければ、証券業を営んではならない。

⑤　第二項に規定する期間内に同項の規定による納付及び供託をしない者については、証券取引委員会は、その者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。